コンプライアンス

コンプライアンス体制

コンプライアンス

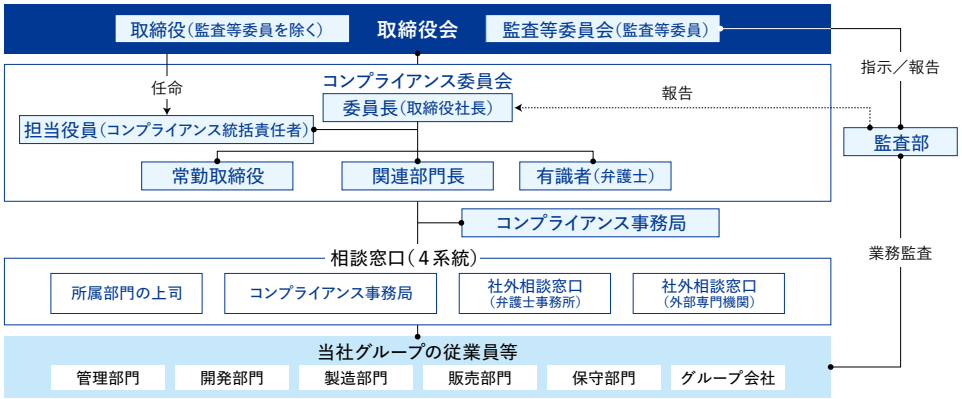
当社は、グループにおける法令遵守を経営の重要課題と位置づけ、コンプライアンス体制の確保・向上に努めています。その施策の一つとして設置するものが、「コンプライアンス委員会」です。

同委員会は、社長を委員長とし、常勤取締役、関連部門長、社外有識者（弁護士）2名を含む構成とし、当社グループのコンプライアンスに関する重要な問題を審議し、その結果を取締役会に報告しています。

また、コンプライアンス統括責任者に任命された担当役員を中心に、コンプライアンスの徹底に向けた各施策の企画・立案や従業員への教育・啓発活動などに取り組んでいます。

なお、当社は、定期的に従業員向けのコンプライアンス意識調査を実施し、コンプライアンスに関する意識の定着度合いを確認しています。当社は今後もこれらの施策を展開し、コンプライアンスに関する意識の向上に努めていきます。

コンプライアンス体制図



相談窓口（ヘルプライン）の設置

当社グループは、差別やハラスメントをはじめとした人権侵害、競争・独占禁止法違反、汚職・贈収賄を含む腐敗行為などの法令違反に関する内部通報の相談窓口（ヘルプライン）として、①所属部門の上司、②コンプライアンス事務局、③社外相談窓口（弁護士事務所）、④社外相談窓口（外部専門機関）の4系統の窓口を設置し、コンプライアンスに関する問題の早期発見・是正を図っています。なお、通報においては、通報者が安心して利用できるよう匿名での通報も可能としており、窓口に寄せられた情報については、通報者のプライバシー保護及び秘密保持を厳守するとともに、通報者が通報したことにより報復行為等の不利益な取り扱いを受けないことを保証しています。

2024年度は、16件の相談が寄せられ、それぞれの相談事案に対し、事実調査を行ったうえで適切に対処しました。

また、内部通報窓口以外においても、日々発生する法令及びコンプライアンス上の相談やトラブルは、問題を認識した時点で適切に対処するとともに、将来の新たな問題を招かぬよう社内通知や研修活動で問題を共有するなど、関連部門が連携し、再発防止に努めています。

法令遵守規範

当社では、国内外のグループ会社すべての役員及び従業員ならびに代理店等のビジネスパートナーが遵守すべき法令や倫理規範を定めた「グローリー法令遵守規範」を制定しています。

本規範は、近年加速する海外事業の拡大に合わせ、グローバルな視点で策定しています。当社ブランドに相応しい誠実かつ公正なビジネスを継続し、高いレベルでの法令遵守倫理観を維持徹底するために、グループ全従業員への「ハンドブック」の配付や研修などを通じて、コンプライアンス意識のさらなる向上に向けて取り組んでいます。なお、本規範は取締役の承認の下、追加及び修正を行っています。

2024年度において、会社の事業に重大な影響を及ぼす法令違反はありませんでした。

腐敗防止の取り組み

当社は、「グローリー法令遵守規範」にて贈収賄の禁止や汚職防止について明文化し、国内外グループ全従業員とビジネスパートナーへの周知徹底に努めています。また、eラーニングをはじめとした教育も実施し、腐敗行為の未然防止を図っています。

なお、2024年度において、贈収賄をはじめとした腐敗行為に関わる事案は発生していません。

コンプライアンス教育・研修の実施

コンプライアンスの徹底を目指し、グループ会社も含めた包括的な教育を行っています。新入社員に対しては、法令・倫理に関する基本事項や社内規程について教育するほか、毎年10月の企業倫理月間には、国内グループ全従業員を対象に、基本事項や社会動向などをテーマにしたeラーニングを実施しています。

2024年度は、「コンプライアンス遵守の重要性の再認識」と「企業理念等の再確認」を主要テーマとし、6,755名が受講しました（受講率 99.8%）。このほかにも、新任管理者教育や専門教育などを行い、各種法令及び企業倫理に関する周知徹底を図っています。